

療養を充実させたいとき（福祉サービスを利用）

まずは自分がどんなサービスを受けることができるかを知ることが大切です。以下の図で確認してみてください。生活環境を整えたり、介護用品のレンタルや給付、身の回りについてのサービスや就労に関するものなどもあります。



指定難病を受けている方の年齢

39歳以下

40歳～65歳未満（医療保険に加入している方）
介護保険の16種類の特定疾病のうちいずれかに該当しますか？

65歳以上

該当しない

該当する

<16種類の特定疾病>

- ① がん（がん末期）
 - ② 関節リウマチ
 - ③ 筋萎縮性側索硬化症
 - ④ 後縦靭帯骨化症
 - ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
 - ⑥ 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
 - ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
 - ⑧ 脊髄小脳変性症
 - ⑨ 脊柱管狭窄症
 - ⑩ 早老症（ウェルナー症候群等）
 - ⑪ 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
 - ⑫ 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - ⑬ 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
 - ⑭ 閉塞性動脈硬化症
 - ⑮ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
 - ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ※ 上記に該当する方でも適用除外施設（重症心身障害児施設など）に入所・入院している方や、短期滞在の外国籍の人は介護保険の対象とはなりません。



障害者総合支援法によるサービス(p7)

申請により現在の生活状況や環境を調査の上、区分認定を受けます（就労継続支援など、区分認定がなくても使えるサービスもあります）。支給決定となれば、利用計画に沿ってサービスが利用できます。

※身体障がい者手帳等を取得している方は、介護保険にないサービスについては受給することが可能なものもあります。

介護保険制度によるサービス(p8)

申請により現在の生活状況や環境を調査し、介護認定を受けます。

要支援1・2の方は「高齢者支援センター」または介護予防支援の指定を受けた「居宅介護支援事業者」、要介護1～5の方は「居宅介護支援事業者」でケアマネジャーと相談した上で、ケアプランを作成し、作成されたケアプランに基づいてサービスを利用します。

障害者総合支援法によるサービス

平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴い、身体障がい者手帳などの有無に関わらず、難病の方も心身の状況に応じて、障がい福祉サービスなどが利用できるようになりました。サービスを利用するには、まず、障がい支援区分や介護の状況などをもとに支給決定が行われ、受給者証の交付を受ける必要があります（年齢・病名によっては介護保険制度が優先されます）。障がい支援区分により受けられるサービスには制限があります。

※詳細は障がい者ガイドブック（障がい福祉課発行・各支所福祉課等で配布）を参照ください。

制度について

対象：身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等（国が定める369疾病に該当）

利用料：市民税課税世帯は1割負担（負担上限月額あり）、市民税非課税世帯は0円

サービス内容

自立支援給付（主なもの）

介護給付…居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う

重度訪問介護：重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う

短期入所（ショートステイ）：自宅で介護する方が病気の場合等に短期間、夜間も含め施設で食事、排泄、入浴の介護等を行う

療養介護：医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

訓練等給付…就労継続支援（就労についての相談先「障がい者総合支援法」p16参照）

補装具：体の失われた部分や、障がいのある部分を補って日常生活を容易にするために必要な用具の購入費及び修理費の支給

地域生活支援事業（主なもの）

相談支援：地域活動支援センターI型（p16）参照。生活全般に関する相談、情報提供等

日常生活用具の給付：心身に障害のある方の日常生活の便宜を図るために必要な用具の給付

移動支援：主に余暇活動や社会参加のための外出の際に利用（通所や通学には利用できません）。

サービス利用の流れ

①相談・申請…申請するには利用計画が必要です。

②認定調査…現在の生活状況や環境を調査します。（障がい支援区分認定※）

③支給決定…支給が決定されれば、障がい福祉サービス受給者証が発行されます。

④利用開始

※訓練等給付・地域生活支援事業（移動支援等）を受ける場合、調査は必要ですが、障がい支援区分の認定は必要ありません。

身体障がい者手帳の取得

障害者総合支援法などによるサービスを受けたり、医療費助成などの各種制度を利用するために必要な手帳であり、障がいの程度により等級が決められます。なお診断に必要な診断書は指定の医師が作成します。お住まいの地区により問い合わせ先が変わります。

障害者総合支援法・身体障がい者手帳の取得に関することについて、詳しくは

障がい福祉課（倉敷地区）、各保健福祉センター福祉課（児島・玉島・水島地区）、真備保健福祉課へ

介護保険制度

40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときに、利用者の所得に応じて1割～3割を支払って、介護サービスを利用する仕組みとなっています。

介護保険制度のサービスを利用するには、まず介護が必要な状態（要介護状態又は要支援状態）であるという認定を受けることが必要です。



第1号被保険者（65歳以上の人）

原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

第2号被保険者（40歳から65歳未満の医療保険に加入している人）

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

※申請先は介護保険課、児島・玉島・水島保健福祉センター・国保介護課、真備保健福祉課です。

在宅サービスを利用する場合

要介護1～5の方は「居宅介護支援事業者」、要支援1・2の方は「高齢者支援センター」または介護予防支援の指定を受けた「居宅介護支援事業者」でケアマネジャーと相談した上で、ケアプランを作成し、サービスを利用します。

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
介護サービス					介護予防サービス サービス・活動事業	
居宅介護支援事業者がケアプランの作成等のケアプランのケアマネジメントをおこないます。					高齢者支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防プランの作成や、目標達成状況の確認をおこないます。	

◎住宅の改修、介護用品の購入やレンタルも対象になるものがありますので、ご相談ください。

詳しくはお住まいの地区の高齢者支援センター、担当のケアマネジャーへ。

◎非該当と判定された方は、「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められる場合「サービス・活動事業」を利用することができます。

倉敷市高齢者支援センターについて

倉敷市では、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を送れるよう、介護だけでなく、保健・医療・福祉に関する総合的な支援を行う拠点として、市内に「高齢者支援センター」と「高齢者支援サブセンター」を設置しています。お住まいの圏域を担当する高齢者支援センターをお気軽にご利用ください。（p9に一覧表あり）

例えば…高齢者（概ね65歳以上）の健康や介護などに関する相談や介護者からの相談などをお受けしています。

保健福祉サービスの申請手続き代行

高齢者の権利擁護（成年後見制度の紹介、虐待防止および早期発見、消費者被害の防止）等



高齢者支援センター

地区	センター名	所在地	電話	圏域(小学校区)
倉敷地区	倉敷中部	鶴形1-9-7 (ケアハウスつるがた内)	430-6703	倉敷東小・万寿小・万寿東小・菅生小一部(青江、西岡、宮前、祐安)
	倉敷南	粒江2500-1 (特養浮洲園内)	420-1355	倉敷西小・粒江小
	老松・中洲	老松町4-4-7 (倉敷在宅総合ケアセンター内)	427-1191	老松小・中洲小
	大高	粒浦80-1 (倉敷市保健医療センター内)	427-8811	大高小・葦高小・倉敷南小
	倉敷西	中島770-1 (誠和会在宅センター内)	466-3156	中島小・西阿知小・連島北小一部(旧霞丘小を除く)
	帯江・豊洲	亀山679-1 (老健亀龍園内)	429-2714	帯江小・豊洲小
	中庄	徳芳504 (杉の子デイサービスセンター内)	461-2357	中庄小
	天城・茶屋町	藤戸町藤戸1573-1 (藤戸クリニック内)	428-1661	茶屋町小・天城小
	庄北	山地1297 (特養庄の里内)	461-0085	庄小一部(上東、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町)
	倉敷北	下庄700-1 (老健サンライフ倉敷内)	463-7760	庄小一部(下庄、松島、栗坂)・菅生小一部(浅原、西坂、生坂、三田)
水島地区	水島	水島南春日町13-1 (医療生協会館内)	446-6511	第四福田小・第五福田小・水島小
	福田	東塚5-4-50 (老健和光園内)	455-5132	第一福田小・第二福田小・第三福田小
	連島	神田2-3-27 (特養みどり荘内)	444-3200	連島東小・旭丘小・連島神亀小・連島西浦小・連島南小・連島北小一部(旧霞丘小に限る)
児島地区	琴浦	児島下の町5-2-17 (特養王慈園内)	473-9001	琴浦東小・琴浦西小一部(児島上の町を除く)・琴浦北小・琴浦南小
	児島中部	児島柳田町355-1 (特養倉敷シルバーセンター内)	473-0847	児島小・緑丘小・琴浦西小一部(児島上の町)
	児島西	児島駅前4-83-2 (児島障がい者支援センター内)	472-0221	味野小・本荘小
	赤崎	児島阿津2-7-53 (老健オアシス K-3内)	472-2941	赤崎小
	下津井	下津井吹上2-6-4 (下津井病院内)	479-8271	下津井東小・下津井西小
	郷内	串田660 (老健倉敷あいあいえん内)	470-2005	郷内小
玉島地区	玉島東	玉島750-1 (プライムホスピタル玉島内)	523-6235	上成小・乙島小・乙島東小
	玉島中部	玉島中央町1-4-8 (老健秀明荘内)	523-5322	玉島小・柏島小
	玉島南	玉島勇崎1044-3 (地密特養あすなろテラス内)	528-3266	玉島南小・沙美小・南浦小
	玉島北	玉島陶856-1 (特養グリーンピア瀬戸内内)	525-1339	長尾小・富田小・穂井田小
	船穂	船穂町船穂1861-1 (高齢者福祉センター内)	552-9005	船穂小・柳井原小
	真備	真備町箭田2159 (シルバーセンター後楽内)	698-5999	川辺小・岡田小・菌小・二万小・箭田小・呉妹小

高齢者支援サブセンター

地区	センター名	所在地	電話	圏域
倉敷	倉敷北部	浅原380-2 (特養浅原桃花園内)	462-0020	浅原・西岡・宮前・青江・祐安
水島	福田	福田町福田234-1 (特養のぞみ荘内)	450-1188	福田町福田・福田町浦 (旭丘小学区を除く)
	連島南	連島町鶴新田1956-1 (特養めばえ内)	440-0708	連島町鶴新田

お住まいの地区の担当センターがご不明な場合は地域包括ケア推進室にお問い合わせください。